



お知らせ

登録してみませんか

笠岡市小規模工事等契約希望者登録制度

～1 件の契約金額が 50 万円未満(※)の小規模な
建設工事や修繕が対象～

※令和6年 10 月から、建設工事にあっては 100 万円未満、
修繕にあっては 50 万円未満とします。

建設業の許可や経営事項審査を受けなくても、登録可能！

申請は随時受付！

有効期間は最大3年間、令和9年5月末まで有効！

詳細は笠岡市のホームページをご覧ください。

<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/13/10336.html>

問い合わせ先

笠岡市総務部財政課契約検査係

TEL:0865-69-2125

笠岡市小規模工事等契約希望者登制度

- 1 この制度は、笠岡市建設工事請負契約指名競争入札参加資格及び指名基準規程に基づく資格審査（いわゆる入札参加有資格者登録）を受けていない方でも、「少額で内容が軽易な契約」の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する工事、修繕等のうち小規模な工事において積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に貢献することを目的としています。
- 2 小規模工事等の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、1件の契約金額が50万円未満（※）のものです。
※令和6年10月から、建設工事にあっては100万円未満、修繕にあっては50万円未満とします。
- 3 契約方法は、原則として複数の業者での見積り合わせにより、最低価格の見積書を提出した方と契約することになります。
- 4 工事の施工は、笠岡市契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- 5 受注した工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請負はできませんので、必ず自ら施工できる範囲の業種で登録してください。
- 6 登録できる方
笠岡市に主たる事業所を置いて建設業を営んでいる方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次に該当する方は登録することはできません。
- 7 登録できない方
 - ・ 笠岡市内に主たる営業所（本社、本店）又は住所（住所登録）を有しない方
 - ・ 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
 - ・ 笠岡市建設工事請負契約指名競争入札参加資格及び指名基準規程に基づく入札参加有資格者名簿に登録されている方
※入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されている方は、登録できます。
 - ・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
※例：電気工事、管工事、消防施設工事
 - ・ 市税を滞納している方
- 8 登録方法（提出書類）
 - ・ 小規模工事等契約希望者登録申請書
 - ・ 市税の納税証明書
 - ・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

注意：指名や契約を必ずしも約束するものではありません。